

平成 29 年度 JR 美祿線利用促進対策事業
JR 美祿線に乗って長門温泉郷五名湯に泊まろう!

宿泊助成金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、JR 美祿線の利用促進を図るため、長門市内の美祿線内各駅（長門市、板持、長門湯本及び、渋木駅）に乗車または下車することを主たる目的とし、長門温泉郷五名湯に宿泊するツアーを催行する国内の旅行業者（以下「旅行業者という」）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、旅行業法（平成 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による登録を受けた旅行業者で、第 1 種、第 2 種の登録認可を受けた旅行会社を対象とする。但し、手配旅行に関しては、第 1 種、第 2 種に加えて第 3 種登録も対象とする。

(交付対象の期間)

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までにツアーの催行が完了する期間とする。

(助成金の額及び補助金対象限度催行日数)

補助金の額 一人あたり 1 泊につき 1, 0 0 0 円

※但し、JR 山陽新幹線利用で厚狭駅で乗降し、JR 美祿線利用による長門市内宿泊の場合旅行発着地が厚狭駅を中心軸に厚狭一広島間(約 1 7 0 ㎞)の距離円より遠方となる場合に限り

補助金の額 一人あたり 1 泊につき 3, 0 0 0 円

(※この場合、助成金の重複適用はありません)

対象限度催行日数

1 泊 2 日間、長門市内に滞在すること。但し 2 泊目以降の宿泊は助成金交付の対象外とする。

(応募書類の審査)

第 4 条 (一社) 長門市観光コンベンション協会は応募書類を受領した場合、応募の条件などを審査の上、委託先を決定しなければならない。

(助成金の交付申請、請求及び実施報告)

第 5 条 助成金の交付を受けようとするものは、ツアー終了後の翌日から起算して期日までに下記の書類を提出しなければならない。

- ① 実施報告書（兼請求書）
- ② 請求明細書（当月に複数のツアーを実施した場合）
- ③ 乗車券のコピー 個札 請求人数分。

団体割引乗車券 1 枚。但し、発券後、減員が生じた場合、JR 各社の窓口にて減員証明を受けた団体割引乗車券のコピーを添付のこと。

(助成金の交付決定等)

第 6 条 (一社) 長門市観光コンベンション協会は、前条の申請書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に支払わなければならない。

(その他)

第 7 条

1. 提出された申請書、実施報告書、添付書類などに不正ならびに著しい不備があった場合、助成金の交付を取り消す場合がある。
2. 本協会から提出を依頼した実施報告書、添付書類に加えて、募集型企画旅行については募集パンフレット、募集チラシ、新聞掲載広告などの集客媒体並びに実施月毎の集客表の提出が著しく遅延または提出がなされない場合、助成金の交付を行わない場合がある。
3. 天候不順などの理由により、JR などの交通機関が運休になり、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。